

支部運営助成金の支給に関する規程

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会（以下、本協議会と略する）の支部活動に際して、活発な活動を支援し、経常的に発生する諸費用を補助するために、一定の活動を行った支部に対して支給する支部運営助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

(助成金の支給要件)

第2条 助成金は、1会計年度内に支部総会を1回以上行った支部に対して支給する。

(助成金の支給回数)

第3条 助成金の支給回数は、1会計年度あたり1回とする。

(助成金の申請方法と申請期限)

第4条 助成金を申請する場合は、次の各号の書類を本協議会事務局（以下「事務局」という。）へ提出しなければならない。

- (1)別紙1の「支部運営助成金申請書」
- (2)支部総会の議案書
- (3)支部総会の議事録
- (4)支部の当年度決算書
- (5)支部の次年度活動計画と予算書
- (6)支部総会の出席者名簿

2 助成金は、支部総会終了後1ヶ月以内に事務局へ申請するものとする。

(助成金の支給方法)

第5条 助成金の申請があった場合、事務局は申請書類の内容を審査し、第4条1項に定める書類をすべて提出した支部に対して、申請書に記載された口座に助成金を振り込むものとする。

2 上記審査に際し、事務局は理事長ほか関係する他の役員の助言を得ることができる。

(助成金の支給金額)

第6条 助成金の支給金額は、当該地域に在住するガイダンスカウンセラー会員数を基本にし、他の要因を調整して算出する。

- (1)会員数が1～99名の地域の支部は、一律5万円の支援
- (2)会員数が100～159名の地域の支部は、一律8万円の支援
- (3)会員数が160名以上の地域の支部は、一律10万円の支援
- (4)ブロック支部には特別加算金5万円を支援する

(適正な使途)

第7条 第1条に定める助成金の目的にしたがい、支部は適正な使途に努めなければならない。

付則1 この細則は2022年5月26日より施行する。